

宇部市健康経営支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市中小企業振興基本条例（平成24年条例第14号）第3条に掲げる基本方針に基づき、市内中小企業等の従業員満足度の向上と人材の確保に向け、健康経営の継続した取組を支援することを目的として、宇部市健康経営支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者
- (2) 健康経営優良法人 従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として、日本健康会議が認定する者

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業者のうち法人格を有する者とする。なお、別表1に掲げる補助金区分のうち、新規枠については、これらの要件に加えて、過去3年度以内に健康経営優良法人に認定されていないこととする。

- (1) 市内に活動拠点を有していること。
- (2) 1年以上事業を営んでおり、今後も継続して事業を営む意思があること。
- (3) 補助金申請日の属する年度において、健康経営優良法人に認定される見込みであること。
- (4) 補助金申請日の属する年度において、宇部市健康サポーター（事業所部門）に登録される見込みであること。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人
- (5) 市税の滞納がある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、健康経営優良法人の認定基準を満たすための事業で、補助金申請日の属する年度の4月1日から当該年度の健康経営優良法人の認定申請日までに実施する事業とする。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は補助対象外とする。

(補助金の額等)

第6条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

2 前項の規定における補助金の額の算定において、補助率及び補助上限額は別表1、補助

対象経費は別表2のとおりとする。

- 3 前項の規定により算定された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、宇部市健康経営支援補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、宇部市健康経営支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定した場合においては、宇部市健康経営支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業者(以下「補助事業者」という。)が当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、宇部市健康経営支援補助金変更申請書(様式第4号)に変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額のうち20パーセント以内の減額の変更をする場合で、かつ、補助事業の目的に影響のない程度の事業計画の細部を変更する場合においては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、交付決定に係る内容の変更を承認し、宇部市健康経営支援補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金交付決定額は、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を超えないものとする。

- 3 市長は、前項の審査の結果、申請内容の変更が適当でないとしたときは、宇部市健康経営支援補助金変更不承認通知書(様式第6号)により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。

- 4 市長は、第2項に規定する承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに宇部市健康経営支援補助金中止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過した日又は第7条の申請書を提出した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、宇部市健康経営支援補助金実績報告書(様式第8号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、第8条第1項に規定する交付決定（第9条第2項の規定による承認をしたときは、同項に規定する変更交付決定をいう。以下「交付決定等」という。）の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市健康経営支援補助金交付確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市健康経営支援補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定等の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該補助事業者に対し、宇部市健康経営支援補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

- (1) 健康経営優良法人に認定されないことが明らかになったとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第10条の中止届の提出があったとき。
- (4) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (5) この要綱又は補助金の交付決定等の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により交付決定等の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、宇部市健康経営支援補助金返還命令書（様式第12号）により、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、返還命令を受けた補助事業者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(報告及び調査)

第17条 補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の7月31日までに、宇部市健康経営支援補助金状況報告書（様式第13号）を市長に提出するとともに、健康経営優良法人認定による効果検証を実施し、その検証結果を市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行うときは、その調査に協力しなければならない。

(財産の処分)

第18条 補助金を交付された補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、及び担保に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の全部若しくは一部を返還し、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過した場合、その他やむを得ない理由によりあらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(成果の発表)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果の発表を求めることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

別表 1（第 3 条及び 6 条関係）

補助金区分	補助率	補助上限額
新規枠	補助対象経費の 2/3 以内	100,000 円
継続枠		

※補助金の交付申請については、1 補助対象事業者当たり 1 年度 1 回とする。

別表 2（第 6 条関係）

区分	補助対象経費	内容
新規枠	定期健診受診勧奨の取組に要する経費	がん検診の受診勧奨、再検査受診勧奨等の取組
	ストレスチェックの実施に要する経費	ストレスチェックを実施した上で、医師から面接指導等を受ける取組
	食生活の改善に向けた取組に要する経費	社員食堂におけるヘルシーメニューの提供等の食生活の改善に向けた取組
	運動機会の増進に向けた取組に要する経費	運動会、ウォーキング大会のイベント開催等の運動機会の増進に向けた取組 フィットネスクラブの法人契約
	受動喫煙対策に係る経費	職場での受動喫煙防止対策のための取組
	健康経営優良法人認定申請に係る経費	申請費用
	その他の経費	市長が必要と認める健康経営優良法人認定に要する経費
	健康経営優良法人認定による効果検証の取組に要する経費	効果検証にかかるコンサルテーション等に要する経費
継続枠	健康経営優良法人認定申請に係る経費	申請費用

※補助対象とならない経費（以下に例示）

- ・当該補助事業完了後に、補助事業以外の目的で使用可能なものの備品等購入費（事務処理用パソコン、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等）
- ・補助金申請日の属する年度の 4 月 1 日より前に社内制度化、発注、購入、若しくは契約したもの
- ・健康経営優良法人認定申請日より後に社内制度化、発注、購入、又は契約したもの
- ・補助金申請日の属する年度の 2 月末までに支払いが完了していないもの
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・国、県等の他の補助金、助成金が充当される費用
- ・国、県等の事業により費用が負担軽減されるなど、実質的に支援の対象となる経費
- ・本補助金に係る事業計画書類の作成及び送付に係る費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・上記のほか、公的な資金の用途として、社会通念上不相当と認められる経費